



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 6 9 6 号 令和 6 年 4 月 2 6 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 0 0	液化石油ガス販売事業者の認定をした件	消防保安課
2 0 1	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の知事が定める額を定める件の一部を改正する件	職員厚生課
2 0 2	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 1 0 条の 2 の知事が定める金額を定める件の一部を改正する件	同
2 0 3	徳島県指定有形文化財を指定する件	文化資源活用課
2 0 4	身体障害者福祉法の規定による医師を指定した件	障がい福祉課
2 0 5	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
2 0 6	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
2 0 7	保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林土木・保全課
2 0 8	解除予定保安林に関する通知を受けた件	同
2 0 9	都市計画の図書の写しの送付を受けた件	都市計画課 まちづくり室
2 1 0	特定調達契約について一般競争入札に付する件	公安委員会

【人事委員会規則】

番 号

表

題

担当課名

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改
正する規則

徳島県告示第二百号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の認定をしたので、同法第八十八条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和六年四月二十六日

徳島県知事

後藤田

正

純

氏名又は名称	住所又は所在地	認定年月日
徳島県農業協同組合	徳島市北佐古一番町五番一―二号	令和六年四月一日

徳島県告示第百一十一号

平成二年徳島県告示第百七十八号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の知事が定める額を定める件）の一部を次のように改正し、令和六年四月二十六日から施行する。

令和六年四月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、二六三元	一三、四四二元
二十歳以上二十五歳未満	五、八七二元	一三、四四二元
二十五歳以上三十歳未満	六、三八〇円	一四、八四二元
三十歳以上三十五歳未満	六、七二二円	一七、六一九円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇七八円	二〇、六四九円
四十歳以上四十五歳未満	七、二六八円	二一、九七一円
四十五歳以上五十歳未満	七、四三三元	二二、八八六円
五十歳以上五十五歳未満	七、二九〇円	二四、九一六円
五十五歳以上六十歳未満	六、九七五円	二五、三八五円
六十歳以上六十五歳未満	五、八六〇円	二二、三二四円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇六〇円	一六、〇七五円
七十歳以上	四、〇六〇円	一三、四四二元

徳島県告示第二百二号

平成八年徳島県告示第四百七十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二の知事が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、令和六年四月二十六日から施行する。

令和六年四月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

表常時介護を要する状態の項第一号中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千八百九十円」を「八万二千二百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項第一号中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に改め、同項第二号中「三万八千九百円」を「四万六百円」に改める。

徳島県告示第二百三号

文化財の保護に関する条例（昭和三十二年徳島県条例第二十三号）第八条第一項の規定により、次に掲げるものを徳島県指定有形文化財に指定する。

令和六年四月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者
有形文化財 （彫刻）	木造虚空蔵菩薩坐像	一軀	名西郡神山町下分 字地中三二八	宗教法人焼山寺 代表役員 笠井 法真

徳島県告示第二百四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。
 令和六年四月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

氏名	診療科目	診断する障害の種類	従事する医療機関		指定年月日
			名称	所在地	
前川 裕子	循環器内科	心臓機能障害	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ八一五の二	令和六年四月一日
数藤 久美子	内科 循環器内科	心臓機能障害 じん臓機能障害	阿南医療センター	阿南市宝田町川原六番地一	
大住 真敬	総合内科	心臓機能障害	碩心館病院	小松島市江田町字大江田四四の一	同
矢野 勇大	同	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	同	同	同
高原 実香	脳神経内科	肢体不自由	徳島病院	吉野川市鴨島町敷地一三五四番地	同
岸 揚子	小児科	同	徳島市民病院	徳島市北常三島町二丁目三四番地	同
後東 久嗣	内科	同	じぞつばし内科外科	同 西須賀町下中須一三の二	同
田中 祐輔	呼吸器内科 内科	心臓機能障害 じん臓機能障害	三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂一八八三番地四	同

徳島県告示第二百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月二十六日から同年八月二十六日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年四月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三菱HCキャピタルエステート プラス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目六番五号	野々口 剛

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ沖浜店
所在地 徳島市沖浜東三丁目六二番地ほか

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三菱HCキャピタルエステート プラス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目六番五号	西喜多 浩

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三菱HCキャピタルエステート プラス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目六番五号	野々口 剛

4 変更年月日

令和六年四月一日

二 届出年月日

令和六年四月十七日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 縦覧の期間 令和六年四月二十六日から同年八月二十六日まで
- 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで
- 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年四月二十六日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
徳島市多家良町 多家良土地改良区	令和六年四月十一日

徳島県告示第二百七号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年四月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

吉野川市美郷字重野尾五六、五七、八八、八九、九二の一、九二の二、九三、九七から一〇〇まで、一三七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字重野尾八九・九二の一・九三・九八から一〇〇まで・一三七の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第二百八号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年四月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
三好郡東みよし町西庄字池上二二九の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 都市計画の種類及び名称

徳島東部都市計画用途地域

二 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課

徳島県告示第二百十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年四月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の件名及び数量
交通管制センター上位装置システム機器の賃貸借等 一式
- 2 借入物品等の特質等
仕様書による。
- 3 借入期間
令和七年三月一日から令和十二年二月二十八日まで
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、1から6までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 本件入札に係る入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の交付を受けた者であること。
- 5 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、本件入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる提出期限までに2の（二）に掲げる提出場所に持参により提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、提出期限ま

でに申請を行った場合でも、申請書等に不備があるときは、本件入札に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書等の提出期限及び提出場所

(一) 提出期限

令和六年五月三十日（木曜日）午後五時

(二) 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地徳島県庁四階

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話 〇八八 六二一 二〇六六）

四 契約条項を示す場所並びに入札説明書等の交付場所及び交付期間

1 契約条項を示す場所及び入札説明書等の交付場所

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課施設支援係

電話 〇八八 六二二 三一〇一

2 入札説明書等の交付期間

令和六年四月二十六日（金曜日）から同年六月六日（木曜日）まで（県の休日（徳島県の休日）を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

五 問合せ先等

1 問合せ先

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課施設支援係

電話 〇八八 六二二 三一〇一

ファクシミリ 〇八八 六二二 九四八七

電子メールアドレス aizen3@police.pref.tokushima.jp

2 問合せの方法及び受付期間

令和六年五月二十九日（水曜日）午前十時までに、入札説明書に添付する様式によりファクシミリ又は電子メールで行うこと。

六 応札仕様書の提出等

1 応札仕様書の提出

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる提出期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。応札仕様書の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書の提出期限、提出場所及び提出方法

(一) 提出期限

令和六年六月七日（金曜日）午前十時

(二) 提出場所

郵便番号七七 八五一

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課施設支援係

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）

七 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和六年六月十四日（金曜日）午前十一時

(二) 場所

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部一階入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送による（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる提出期限までに必着のこと。）。なお、入札書の提出に当たっては、入札金額積算内訳書を併せて提出すること。

2 郵送による場合の入札書の提出期限及び宛先

(一) 提出期限

令和六年六月十三日（木曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号七七 八五一

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課施設支援係

3 入札方法

入札金額は、賃借料の総額とシステム構築費の合計金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて、封書の表面に「何々入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できな

かつた入札

- (三) 記名のない入札
- (四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (五) 入札金額積算内訳書において、賃借料の総額及びシステム構築費の各予定価格を超えた金額を記載した入札
- (六) 同一事項に対してした二通以上の入札
- (七) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (八) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないうでした入札
- (九) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、六によりこの公告及び入札説明書等に示した物品の納入等について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県警察本部警務部会計課
徳島市万代町二丁目五番地一

9 契約書の作成の要否

10 その他

詳細は、入札説明書等による。

八 Summary

- 1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased
Equipment Leasing of Upper Level Unit System of the Traffic Control Center, etc. 1 set
- 2 Term of Lease
From March 1, 2025 to February 28, 2030
- 3 Time Limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification
5:00 p.m on May 30, 2024
- 4 Time Limit of Tender
11:00 a.m on June 14, 2024
(By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m on June 13, 2024)
- 5 Contact point for the notice
Finance Section, Tokushima Prefectural Police Headquarters.
2-5-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8510
Phone: 088-622-3101

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年四月二十六日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則一―二）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「部長 会計管理者」を「部長 知事戦略公室長 会計管理者」に、「統括監」を「統括監 医務技監 危機管理監」に、「副本部長 県立総合大学校本部部長 県立総合大学校本部長」を「副本部長」に、「上席政策調査幹」を「上席秘書幹 秘書幹」に、「運輸安全管理幹 県政広報幹」を「航空戦略幹」に、「魅力発信幹 工事検査幹」を「工事検査幹」に、「担当室長」を「担当室長 運輸安全管理幹」に、「秘書課課長補佐（課長が指定する企画担当の課長補佐に限る。）」を「総務監察課課長補佐（課長が指定する課長補佐に限る。） 総務監察課法制文書室主任専門員（条例等の審査業務に従事する主任専門員に限る。）」に、「監察評価課課長補佐（課長が指定する課長補佐に限る。） 総務監察課法制文書室主任専門員（条例等の審査業務に従事する主任専門員に限る。）」に、「監査評価課係長（課長が指定する係長に限る。） 総務監察課係長（課長が指定する係長に限る。）」に、「監査業務に従事する係長及び専門員に限る。） 主任」を「主任」に、「主事」を「主事（総務監察課に勤務する者で監査・公益認定担当の事務を行うもの及び）」に改め、「及び監察評価課に勤務する者で監査評価担当の事務を行うもの」を削り、同表教育委員会事務局の項中「企画幹 グローバル・文化創造幹」を「企画幹」に、「競技力向上推進幹 担当室長」を「競技力向上推進幹」に改める。

別表第三中保健製薬環境センターの項、中央こども女性相談センターの項及び徳島学院の項を削り、鳥居龍蔵記念博物館の項の次に次の五項を加える。

保健製薬環境センター	所長 次長
中央こども女性相談センター	所長 副所長
南部こども女性相談センター	所長 次長
西部こども女性相談センター	所長 次長
徳島学院	院長 次長

別表第三産業人材育成センターの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。